

那須地区消防組合における人事行政の運営状況について

「那須地区消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき本組合における人事行政の運営状況について公表します。

目 次

- 1 職員の任免及び職員数に関する状況**
- 2 職員の人事評価の状況**
- 3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況**
- 4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況**
- 5 職員の服務の状況**
- 6 職員の退職管理の状況**
- 7 職員の研修の状況**
- 8 職員の福祉及び利益の保護の状況**
- 9 その他組合長が必要と認める事項**
 - (1)特別職の報酬等の状況**
 - (2)勤務状況に関する措置の要求の状況**
 - (3)不利益処分に関する不服申し立ての状況**
 - (4)職員互助会による福利厚生事業の状況**

1 職員の任免及び職員数に関する状況

◇職員の任用状況（令和7年4月1日採用者数）

・採用試験による採用者数 5人

◇職員の退職状況（令和6年度中）

・定年退職 1人・早期退職 ー人・普通退職 3人・その他 ー人 計4人

◇消防職員の定数及び実員（令和7年4月1日現在）

区分 階級	消防職員									合 計	
	消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	計		
実員	1	6	6	69	105	88	22	17	314	1	315
定数				階級別定員内訳なし		325					325

※再任用短時間勤務職員を含まない。

◇消防職員階級別年齢表（令和7年4月1日現在）

区分	消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	計
18歳～20歳								2	2
21歳～25歳							4	13	17
26歳～30歳						34	18	2	54
31歳～35歳					8	44			52
36歳～40歳					48	10			58
41歳～45歳					40				40
46歳～50歳				50	9				59
51歳～55歳		2	5	19					26
56歳～60歳	1	4	1						6
61歳～65歳									
計	1	6	6	69	105	88	22	17	314
平均	59	56.2	55	49.5	40.2	31.9	26.8	22.8	38.7

2 職員の人事評価の状況

令和6年4月1日から 令和7年3月31日までにおける運用	那須地区消防組合		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え上位の区分も適用				
標準に加え下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
人事評価を実施していない				

3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

◇職員の給与費の状況（一般会計予算）

令和7年度

区分	職員数 A	給与費				1人当給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和7年度	人 323	千円 1,256,000	千円 449,200	千円 540,000	千円 2,245,200	千円 6,951

※一般職の給与費です。なお職員手当には、退職手当を含みません。給与費は、当初予算額です。

◇職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
消防職	322,939円	451,788円	38.8歳
再任用職員	208,000円	217,701円	62.3歳

◇職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分	消防職	国の制度 (一般行政職)
大学卒	220,000円	220,000円
高校卒	188,000円	188,000円

◇級別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

区分	職務の名称	職員数	構成比
8級	消防正監の職務 困難な業務を所掌する消防監	3人	0.9%
7級	消防監の職務 消防署長又は参事	4人	1.3%
6級	消防司令長の職務 課長又は副参事の職務	17人	5.3%
5級	消防司令の職務 課長補佐又は主幹の職	59人	18.5%
4級	困難な業務を行う消防司令補の職務 副主幹又は係長の職務	67人	21.0%
3級	消防司令補又は消防士長の職務 主査の職務	130人	40.8%
2級	消防副士長の職務 主任の職務	22人	6.9%
1級	消防士の職務 主事の職務	17人	5.3%

◇職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

区分	内容		
期末手当 勤勉手当	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 6ヶ月期 1.225月分 1.025月分 (0.6875月分) (0.4875月分) 12ヶ月期 1.275月分 1.075月分 (0.7125月分) (0.5125月分) 計 2.5月分 2.1月分 (1.4月分) (1月分)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5%～20%	

※()内は、再任用職員に係る支給割合

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

退職手当	支給率	自己都合	定年・応募認定
	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
	最高限度額	47.709月分	47.709月分
		1人当たり平均支給額	定年・応募認定 24,976千円
			自己都合 5,568千円

※退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	27,283千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	84,730円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員	国の制度（支給率）
栃木県	2.2%	319人	4%

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	13,523千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	41,997円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）	71.7%		
手当の種類（手当数）	14		
種類		支給の範囲	手当の額
火災出動手当	大型自動車免許を必要とする車両の運転業務に従事した職員		出動1回につき300円
	その他の職員		出動1回につき200円
救急出動手当	救急救命士として救急活動に従事した職員		出動1回につき400円
	救急救命士法施行規則（平成3年厚生省令第44号）第21条に規定する特定行為の業務に従事した救急救命士		出動1回につき900円
	その他の職員		出動1回につき300円
救助出動手当	大型自動車免許を必要とする車両の運転業務に従事した職員		出動1回につき300円
	潜水器具を着用して人命救助等のため潜水作業に従事した職員（訓練を含む。）		業務1回につき1,000円
	その他の職員		出動1回につき200円
警戒出動手当	大型自動車免許を必要とする車両の運転業務に従事した職員		出動1回につき300円
	その他の職員		出動1回につき200円
高所活動危険手当	高低差がおおむね10メートル以上ある足場の不安定な場所における消防活動等に従事した職員		業務1回につき500円
火災調査手当	火災原因及び損害調査の業務に従事した職員		調査1件につき200円
緊急消防援助隊派遣手当	緊急消防援助隊として消防活動に従事した職員		従事した日1日につき1,000円
防疫等作業手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める一類感染症及び二類感染症並びに組合長がこれに相当すると認める感染症の患者の救護又は移送、当該感染症の病原体の付着した物件等の消毒、洗浄その他これらに準ずる作業に従事した職員		従事した日1日につき500円

(5) 時間外勤務手当

時間外勤務手当	令和5年度	支給総額	66,515千円
		1人当たり平均支給額	253千円
	令和4年度	支給総額	73,221千円
		1人当たり平均支給額	294千円

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び手当額等	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	配偶者 月額 3,000円 子 月額 11,500円 父母等 月額 6,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子について月額5,000円加算	同じ		58,728千円	277,019円
住居手当	借家 月額 28,000円以内	同じ		17,767千円	282,016円
通勤手当	交通機関利用 交通用具利用	異なる	通勤距離の区分	32,202千円	105,580円
管理職員特別勤務手当	管理職員が緊急に週休日、休日に勤務をしたとき	同じ		1,413千円	235,500円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務をしたとき	同じ		22,644千円	97,603円
休日勤務手当	休日の勤務1時間当たり給料の135%	同じ		97,199千円	528,255円
管理職手当	消防長 76,000円 本部次長 68,000円 大規模消防署の署長、消防監 62,000円 消防署長、参事 60,000円 課長、消防司令長 58,000円 副参事 52,000円 副署長、課長補佐（日勤）、分署長（日勤） 43,000円	異なる	手当額	18,903千円	651,828円
寒冷地手当	基準日（11月から翌年3月までの各月の初日。）に支給対象地域等に勤務をしたとき	同じ		126千円	42,000円

◇勤務時間の状況

(1) 毎日勤務者

- ・勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで（7時間45分勤務）
- ・休憩時間 正午から午後1時まで

(2) 交替制勤務者

- ・勤務時間 午前8時30分から翌日午前8時30分まで（15時間30分勤務）
- ・休憩時間 正午から午後1時、午後5時15分から翌日午前8時30分までの間に7時間30分

※週休日 日曜日及び土曜日

※休日 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）

4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況（令和6年度）

◇分限処分者

区分	降任	免職	休職	降給	計
処分者数(人)	0	0	1	0	1

(注) 分限処分とは、公務の能率の維持及びの適正な運営の確保の目的から、地方公務員法の規定に基づき、職員に対し降任、免職及び休職の処分を職員の意に反して行う処分です。

◇懲戒処分者

区分	免職	停職	減給	戒告	計
処分者数(人)	0	0	0	0	0

(注) 懲戒処分とは、職員の執行上の義務違反や全体の奉仕者としてふさわしくない非行があつた場合、地方公務員法の規定に基づき、職員に対し戒告、減給、停職及び免職の処分を行い、公務における規律と秩序を維持することを目的とした処分です。

5 職員の服務の状況

(1) 営利企業などの従事の状況

令和6年度中の許可件数は、下表のとおりです。

区分	件 数
農業	10
不動産所得	2
その他	11
計	23

(2) 休暇の状況

①年次有給休暇取得状況（令和6年度）

・平均取得日数 18.21 日

※ 期間は、4月1日から翌年3月31日まで

※ 令和6年度派遣職員3名は除く

②休暇の種類

年次有給休暇	一年度につき20日間与えられる休暇（前年度からの繰り越しを含めて、一年度につき40日間を限度）
病気休暇	疾病・負傷で療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇（期間は90日以内）
特別休暇	結婚、出産、ボランティア、忌引、夏季休暇など特別の事由により勤務しないことが相当と認められる場合の休暇（期間はそれぞれ条例で定められた日数、期間）
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病または老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護のために勤務しないことが相当と認められる場合の休暇（期間はそれぞれ条例で定められた日数、期間）

6 職員の退職管理の状況

営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前5年間の職務に属する契約等事務に関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように現職職員に働きかけることなどを禁止しています。また、管理監督の地位にあった元職員が、離職後2年間、営利企業等に再就職した場合は、離職した際の任命権者に再就職情報を届け出るよう義務付けています。

- 令和5年度退職者からの再就職情報の届出はありませんでした。

7 職員の研修の状況（令和6年度）

区分	人 数
消防大学校が実施する研修	1
栃木県消防学校が実施する研修	3 4
救急救命研修所が実施する研修	3
那須地区広域行政事務組合が実施する研修	2 2
栃木県市町村振興協会が実施する研修	4

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

（1）職員の健康の保持増進対策

令和6年度受診者数

検 診 内 容	対 象 者	受 診 者 数
定期健康診断・特別業務従事者健康診断	毎日勤務者・隔日勤務者	289
人間ドックなど	30歳以上の職員	64

（2）公務災害補償の概要と発生状況

公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し必要な福祉事業を行い、職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度です。

- 令和6年度の災害補償の認定請求 5件

9 その他組合長が必要と認める事項

(1) 特別職の報酬等の状況

区分		給料年額等
給 料	組 合 長	47,000 円
	副組合長	43,000 円
報 酬	議 長	37,000 円
	副 議 長	33,000 円
	議 員	31,000 円

(2) 勤務状況に関する措置の要求の状況

職員は、勤務条件に関して公平委員会に適当な措置を講じるよう要求することができます。

- ・係属事案はなく、令和6年度に新たな措置要求はありませんでした。

(3) 不利益処分に関する不服申し立ての状況

職員は、懲戒その他の意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申し立てをすることができます。

- ・係属事案はなく、令和6年度に新たな不服申し立てはありませんでした。

(4) 職員互助会による福利厚生事業の状況（令和6年度）

職員の厚生制度として、地方公務員法第42条の規定に基づき、職員が個々に負担している掛金と組合の交付金などで運営する職員互助会を設置し、職員の健康増進・その他厚生に関する事業を行っています。

① 会員数 319人（令和6年4月1日現在）

② 事業内容

- ・給付事業（慶弔費・見舞金等の給付等）
- ・福利厚生事業（人間ドック利用助成等）
- ・研修事業（職員研修助成等）

③ 令和6年度決算の状況

科 目	収入額(円)
掛 金	3,638,138
交 付 金	0
繰 越 金	1,985,391
繰 入 金	505,000
雜 入	1,574
合 計	6,130,103

科 目	支出額(円)
事 務 局 費	817,350
給 付 事 業 費	1,017,000
体 育 ・ 文 化 事 業 費	125,000
福 利 厚 生 事 業 費	1,494,732
研 修 事 業 費	320,000
繰 出 金	500,000
予 備 費	0
合 計	4,274,082